

平成21年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			平成21年度	平成20年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.20	20	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
連結実質赤字比率	18.20	40 (平成23年度までは経過措置として5～10%の引上げ措置)	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
実質公債比率	25 (18以上が許可団体)	35	15.3 (健全範囲)	16.9 (健全範囲)	△1.6	公債費充当一般財源の減 (△155,222千円)、債務負担行為の減 (△13,235千円)、普通交付税額の増 (243,793千円) などが減要因である。
将来負担比率	350		89.4 (健全範囲)	99.1 (健全範囲)	△9.7	債務負担行為に基づく支出予定額の減 (△451,632千円)、充当可能基金の増 (296,792千円)、普通交付税額の増 (243,793千円) などが減要因である。
資金不足比率	農業集落排水事業特別会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	下水道事業特別会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
計画の策定	財政健全化計画 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	財政再生計画 健全判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		